

## 第 1 1 5 回淡路市議会定例会提出議案の概要説明書

- 1 条例制定                    5件  
     (1) 改正条例                5件

議案等番号	件 名	所 管 課
議案第 3 1 号	<p>○ 淡路市職員の育児休業等に関する条例(平成17年淡路市条例第36号)及び淡路市職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成17年淡路市条例第35号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>令和6年8月8日に人事院が行った「公務員人事管理に関する報告」において、「仕事と生活の両立支援の拡充」が明確化され、育児時間(部分休業)の取得形態の多様化、仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、国家公務員において、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律」(令和6年法律第42号)の施行の日(令和7年10月1日)から遅れることなく実施される。</p> <p>地方公務員の部分休業については、「地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律」(令和7年法律第5号)により改正され、令和7年1月8日に公布、同年10月1日から施行する。</p> <p>本市の職員についても、国家公務員との権衡を失しないよう、部分休業の見直し及び仕事と育児の両立支援制度の利用に関する職員の意向確認等について、関係する条例に所要の措置を講じる。</p> <p>1 第1条による改正(職員の育児休業等に関する条例の一部改正)</p> <p>(1) 部分休業制度について、現行の1日につき2時間を超えない範囲内の形態に加え、1年につき条例で定める時間を超えない範囲内の形態を新設する。</p> <p>(2) 部分休業の承認する1年の期間、承認する時間単位、1年の期間に承認できる時間(10日に相当する時間)及び部分休業の申出内容を変更することができる特別の事情について、規定を整備する。</p> <p>2 第2条による改正(職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)</p> <p>仕事と育児の両立支援制度等に関する意向の確認及びその配慮について、規定を整備する。</p> <p>※ 施行期日等 令和7年10月1日。ただし、一部の規定は公布の日から施行し、部分休業等に関する事項について、必要な経過措置を設ける。</p>	総 務 課
議案第 3 2 号	<p>○ 淡路市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(平成17年淡路市条例第46号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>市制発足から20年が経過し、本市は、財政破綻の寸前から飛躍的な発展を遂げた一方で、令和7年度末に合併特例債の発行期限を</p>	総 務 課

	<p>迎えるなどの第二の財政危機への対応、限られた財源による効率的かつ効果的な行政運営を行うための事務事業の見直しなど、今後も引き続き、持続可能な市政運営を行うに当たり、市民住民の理解と協力が必要不可欠である。</p> <p>これらのことを踏まえ、特別職の職員のうち市長の給料月額について、令和11年5月7日まで（任期の期間）、特例措置として、50パーセント減額する。</p> <p>また、職員の旅費の支給、種類等について、「淡路市職員等の旅費に関する条例」（平成17年淡路市条例第52号）の一部を改正し、令和7年4月1日から施行していることに伴い、特別職の旅費の支給に関し、所要の措置を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="403 616 1195 701"> <thead> <tr> <th>職名</th> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>86万円</td> <td>43万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 施行期日 公布の日</p>	職名	改正前	改正後	市長	86万円	43万円	
職名	改正前	改正後						
市長	86万円	43万円						
議案第33号	<p>○ 淡路市税条例（平成17年淡路市条例第91号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>「地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第7号）その他関連する政令及び省令が令和7年3月31日にそれぞれ公布され、一部の規定は同年4月1日から施行し、そのほかの規定は令和8年4月1日まで、各項目に応じ定める日から、それぞれ施行する。</p> <p>これらの改正に伴い、公示送達のインターネットによる閲覧方法の追加、市民税の特定親族特別控除の創設、加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の見直しをするため、これらの法律等に準じ、所要の措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 公示送達の方法に、インターネットによる閲覧方法を追加</li> <li>2 市民税に特定親族を有する場合の特定親族特別控除を創設</li> <li>3 加熱式たばこに係る市たばこ税の課税標準の見直し</li> </ol> <p>※ 施行期日等 令和8年1月1日。ただし、次の規定は、当該規定に定める日から施行する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 附則第16条の2の次に1条を加える改正規定及び附則第4条の規定 令和8年4月1日</li> <li>(2) 第18条及び第18条の3の改正規定並びに附則第2条の規定 「地方税法等の一部を改正する法律」（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日</li> </ol> <p>また、公示送達、市民税及び市たばこ税に関し必要な経過措置を設ける。</p>	税 務 課						
議案第34号	<p>○ 淡路市福祉医療費の助成に関する条例（平成17年淡路市条例第106号）の一部を改正する条例制定の件</p> <p>令和6年の老齢基礎年金の満額支給額が、「80万円」を超えることから、自立支援医療制度、後期高齢者医療制度及び介護保険制度における老齢基礎年金の満額受給者の負担に影響が出ないよう、</p>	福祉総務課						

	<p>これらの制度における所得要件や公的年金等の控除額の基準が見直される。</p> <p>これに伴い、これらの制度の基準を準用する県の福祉医療費助成制度における、高齢期移行者の所得要件並びに重度障害者及び母子家庭等の低所得判定の基準が「80万9,000円」に見直されることから、福祉医療費の支給に関し所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日 令和7年7月1日からとし、医療に係る医療費の助成の適用に関し、必要な経過措置を設ける。</p>	
議案第42号	<p>○ 淡路市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年淡路市条例第43号)の一部を改正する条例制定の件</p> <p>物価高騰を踏まえ「国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律」(昭和25年法律第179号)に定める選挙事務に従事する選挙長、投票管理者等の職務のために要する報酬の額の改定が行われる見込みであるため、所要の措置を講じる。</p> <p>※ 施行期日 公布の日からとし、選挙等の適用について、必要な経過措置を設ける。</p>	総務課 (選挙管理委員会事務局)

## 2 事件決議

4件

議案等番号	件名	所管課
議案第35号	<p>○ 財産の取得の件(トイレカー)</p> <p>今後発生が予想される南海トラフ地震などの災害時における快適なトイレ環境を確保するため、トイレカーを取得する。</p> <p>1 取得方法 随意契約</p> <p>2 取得金額 23,454,760円</p> <p>3 契約の相手方 (株)モンテリオン 代表取締役 佐藤 友香<sup>ゆか</sup></p> <p>4 財産の概要</p> <p>(1) 車 型 3トントラックタイプ(4WD・AT)</p> <p>(2) 台 数 1台</p> <p>(3) 装 備 男性用 大便器2基、小便器1基 女性用 大便器2基 多機能用 大便器1基、オストメイト便器1基</p> <p>5 履行期限 契約締結日～令和8年3月20日</p>	危機管理課
議案第36号	<p>○ 財産の取得の件(消防ポンプ自動車)</p> <p>更新計画に基づき、おおむね20年を経過した車両を対象として更新を行い、消防力の強化を図る。</p> <p>1 取得方法 指名競争入札</p> <p>2 取得金額 27,645,369円</p> <p>3 契約の相手方 (株)藤井ポンプ製作所</p>	消防防災課

	<p style="text-align: center;">代表取締役 横田 浩之</p> <p>4 財産の概要</p> <p>(1) 車 名 エルフ (いすゞ自動車 (株))</p> <p>(2) 車 型 貨物自動車</p> <p>(3) 台 数 1台</p> <p>(4) 乗車定員 10人</p> <p>5 履行期限 契約締結日～令和8年3月19日</p> <p>6 配備場所 津名地区 津名自動車分団</p>																										
議案第37号	<p>○ 野田尾地区滞在型市民農園 (本村) 建築工事請負契約締結の件</p> <p>野田尾地区 (本村) に、滞在型市民農園施設として、新たに6棟の建築工事を行う。</p> <p>1 契約方法 制限付一般競争入札</p> <p>2 契約金額 200,475,000円</p> <p>3 契約の相手方 (株)出雲建設 代表取締役 出雲 津芳<sup>つよし</sup></p> <p>4 工事の概要</p> <p>(1) 施設概要</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">ア</td> <td style="width: 50%;">建築面積</td> <td style="width: 20%;">滞在型市民農園施設</td> <td style="width: 10%;">68.77㎡</td> <td style="width: 10%;">6棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>農機具倉庫</td> <td>40.10㎡</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td>イ</td> <td>延べ床面積</td> <td>滞在型市民農園施設</td> <td>65.88㎡</td> <td>6棟</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>農機具倉庫</td> <td>37.42㎡</td> <td>1棟</td> </tr> <tr> <td>ウ</td> <td>構造</td> <td colspan="3">木造 平屋建</td> </tr> </table> <p>(2) 工事概要 建築工事、電気設備工事及び機械設備工事の一式</p> <p>5 履行期限 契約締結日～令和8年2月27日</p>	ア	建築面積	滞在型市民農園施設	68.77㎡	6棟			農機具倉庫	40.10㎡	1棟	イ	延べ床面積	滞在型市民農園施設	65.88㎡	6棟			農機具倉庫	37.42㎡	1棟	ウ	構造	木造 平屋建			農林水産課
ア	建築面積	滞在型市民農園施設	68.77㎡	6棟																							
		農機具倉庫	40.10㎡	1棟																							
イ	延べ床面積	滞在型市民農園施設	65.88㎡	6棟																							
		農機具倉庫	37.42㎡	1棟																							
ウ	構造	木造 平屋建																									
議案第38号	<p>○ 財産の取得の件 (教育用タブレット端末等)</p> <p>小学4年生の児童を対象に、老朽化した端末を更新し、小学4年生の児童を対象に、中学3年生まで使用するタブレット端末 (340台) 及び小学3年生用タブレット端末 (320台) 並びにタブレット周辺機器 (各660台分) を取得する。</p> <p>1 取得方法 随意契約</p> <p>2 取得金額 38,841,000円</p> <p>3 契約の相手方 日本電通(株)神戸支店 支店長 辻田 康秀<sup>やすひで</sup></p> <p>4 財産の概要</p> <p>(1) タブレット端末</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 50%;">iPad Wi-Fi</td> <td style="width: 10%;">64GB</td> <td style="width: 10%;">660台</td> </tr> </table> <p>(2) ハードウェアキーボード 660台</p> <p>(3) 端末管理機能ライセンス 660台</p> <p>(4) タッチペン 660本</p> <p>(5) 保護フィルム 660個</p> <p>5 履行期限 契約締結日～令和7年8月29日</p>		iPad Wi-Fi	64GB	660台	学校教育課																					
	iPad Wi-Fi	64GB	660台																								

## 3 専決承認

3件

議案等番号	件名	所管課
承認第 1号	<p>○ 淡路市税条例（平成17年淡路市条例第91号）の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</p> <p>「地方税及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第7号）その他関係する政令及び省令が、令和7年3月31日に公布され、一部の規定を除いて、同年4月1日から施行することに伴い、この法令改正との整合性を保つ必要が生じたことから、所要の措置を講じる。</p> <p>1 軽自動車税に関する事項  (1) 令和7年度分の軽自動車税種別割の標準税率区分の見直しに係る規定の整備  (2) マイナ免許証の運用開始に係る規定の整備</p> <p>2 固定資産税に関する事項  (1) わがまち特例について、法律の改正に伴い、引用する法律の条項の整理</p> <p>※ この条例の施行日は、令和7年4月1日からとし、軽自動車税に係る必要な経過措置を設ける。</p>	税 務 課
承認第 2号	<p>○ 淡路市国民健康保険税条例（平成17年淡路市条例第145号）の一部を改正する条例制定の専決処分をしたものにつき承認を求める件</p> <p>承認第1号と同様に、この法令改正との整合性を保つ必要が生じたことから、所要の措置を講じる。</p> <p>1 国民健康保険税の基礎課税額に係る課税限度額を「65万円」から「66万円」に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を「24万円」から「26万円」に、それぞれ引上げ  2 5割軽減の所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を「29万5,000円」から「30万5,000円」に、2割軽減の所得判定基準について、被保険者数に乗ずる金額を「54万5,000円」から「56万円」に、それぞれ軽減の拡充</p> <p>※ この条例の施行日は、令和7年4月1日からとし、国民健康保険税に係る必要な経過措置を設ける。</p>	税 務 課
承認第 3号	<p>○ 令和7年度淡路市一般会計補正予算（第1号）の専決処分をしたものにつき承認を求める件</p> <p>補正額 1,550万円  補正後の予算額 390億4,350万円</p> <p>※ 専決処分日 令和7年5月14日</p>	財 政 課

4 予 算 3件  
 (1) 補正予算 3件

議案等番号	件 名	所管課
議案第39号	○ 令和7年度淡路市一般会計補正予算(第2号)  補正額 5億6,310万円余 補正後の予算額 396億 660万円余 繰越明許費 追加2件 地方債補正 追加1件	財 政 課
議案第40号	○ 令和7年度淡路市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)  (直営診療施設勘定) 補正額 1,000万円 補正後の予算額 1億4,770万円 繰越明許費 追加1件	福 祉 総 務 課
議案第41号	○ 令和7年度淡路市下水道事業会計補正予算(第1号)  (資本的収支) 収入 補正額 4,940万円 補正後の予算額 18億6,550万円余 地方債補正(企業債) 追加1件 支出 補正額 5,210万円 補正後の予算額 26億4,090万円	下 水 道 課

5 同 意 1件

議案等番号	件 名	所管課
同意第1号	○ 淡路市教育委員会の委員の任命につき同意を求める件  西川玉士委員の任期満了(令和3年6月18日から令和7年6月17日まで)による後任委員の任命同意 ※ 後任委員の任期は、令和7年6月18日から令和11年6月17日までの4年間	総 務 課

6 報 告 3件

議案等番号	件 名	所管課
報告第3号	○ 令和6年度淡路市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について	財 政 課
報告第4号	○ 令和6年度淡路市下水道事業会計予算繰越計算書の報告について	下 水 道 課
報告第5号	○ 専決処分した事件の報告について(公用車交通事故)	岩屋事務所 市民窓口課